

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

期待損失モデルに対する情報インダクタンスからの一考察
— IASB公開草案（金融資産の減損処理）を踏まえて —

お ち のぶひと もろた たかよし よねたに たつや
越智 信仁・諸田 崇義・米谷 達哉

Discussion Paper No. 2010-J-15

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

期待損失モデルに対する情報インダクタンスからの一考察
IASB 公開草案(金融資産の減損処理)を踏まえて

お ち のぶひと、 もろた たかよし よねたに たつや***
越智 信仁*・諸田 崇義**・米谷 達哉***

要 旨

国際会計基準審議会 (IASB) が昨年 11 月に公表した公開草案「金融商品：償却原価と減損」では、減損の客観的証拠のある場合に減損損失を認識する発生損失モデルに替えて、より将来を見越した減損処理が可能となる期待損失モデルを採用し、その具体的手法として「期待キャッシュフロー・アプローチ (ECF 法)」が提案されている。ECF 法では、期待キャッシュフローを推定するに際して、経営者の判断や仮定を多く必要としていることから、経営者の主観的見積り次第で各期に測定される減損処理額が、景気連動抑制効果 (countercyclicality) をもたらず場合もあれば、ボラティルに変動する場合もある。本稿では、こうした経営者の主観的見積りのメカニズムを会計と市場の相互作用に注目して分析する。その際、経営者の発する財務情報に対する市場の反応予想が、予め経営者の情報発信や企業行動を規定するという情報インダクタンスの視点から、減損の主観的見積りを巡る経営者と市場の行動に関してゲーム論を使った考察を行う。近年、国際財務報告基準 (IFRS) へのコンバージェンスの影響から、経営者の主観的見積りを必要とする財務報告分野が一段と増えてきているが、そうした情報を分析・評価するに当たっては、情報インダクタンスのように、情報の送り手と受け手の相互作用を考慮する考え方が有用と考えられる。

キーワード：期待損失モデル、ECF 法、情報インダクタンス、
会計的裁量行動、実体的裁量行動、完全ベイジアン均衡

JEL classification: M41

* 日本銀行金融研究所企画役 (E-mail: nobuhito.ochi@boj.or.jp)

** 日本銀行金融研究所 (E-mail: takayoshi.morota@boj.or.jp)

*** 日本銀行金融研究所参事役 (E-mail: tatsuya.yonetani-5536@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、京都大学の徳賀芳弘教授から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りは、すべて筆者たち個人に属する。

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）が昨年 11 月に公表した公開草案「金融商品：償却原価と減損」¹（以下、公開草案という）では、減損の客観的証拠のある場合に減損損失を認識する発生損失モデルに替えて、将来を見越した減損処理が可能となる期待損失モデルを採用し、その具体的手法として「期待キャッシュフロー・アプローチ（Expected Cash Flow Approach；ECF 法）」²が提案されている。本稿では、この ECF 法を例にとり、経営者の主観的見積りのメカニズムを会計と市場の相互作用に注目して分析する。その際、経営者の発する財務情報に対する市場の反応予想が、予め経営者の情報発信や企業行動を規定するという情報インダクタンスの視点から、減損の見積りを巡る経営者と市場の行動に関してゲーム論を用いた考察を行う。

以下では、まず、公開草案に至る背景や ECF 法の概要等について簡単に触れた後、具体的な数値例を基に発生損失モデルと対比しながら、ECF 法の特徴点を明らかにする。次いで、そのような特徴を分析するうえで、企業経営者が財務情報を提供する前に市場の受け止め方を先読みするという情報インダクタンスの視点も重要であることを指摘する。こうした視点を踏まえ、ECF 法のもとで見積られる減損額を巡り、会計と市場の相互作用のメカニズム（会計的裁量行動等）に関しゲーム論を使った考察を行う。なお、補論には、ゲーム的考察における均衡の導出過程を付している。

2. 「公開草案」の背景と概要等

現行基準である国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識と測定」³では、①償却原価で測定される満期保有目的投資および貸付金、②公正価値で測定され評価差額がその他包括利益に計上される売却可能金融資産については、いずれも減損の客観的証拠がある場合に減損損失が認識される発生損失モデルを採用している。しかし、発生損失モデルは、今般の金融危機において、①減損損失の認識が遅れるとか、②減損を示す客観的証拠（減損トリガー）があると判

¹ IASB, Exposure Draft, “Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment,” November 2009.

² 償却原価評価を行う金融商品の満期までに生じ得る期待損失を当初認識時点で見積り、実効金利法を用いて毎期一定のペースで満期までの各期間に配分する方法。

³ IAS39号改訂に向けた3つのプロジェクトのうち、昨年11月に「分類及び測定」を扱うIFRS9号（IASB, “IFRS 9 Financial Instruments,” November 2009.）が最終基準化されたが、今後は「減損処理」と「ヘッジ会計」について順次、議論が進められる。

断されて一気に損失が認識される（cliff effect）、③景気循環増幅効果（procyclicality）を助長したなどの批判に晒され⁴、G20や金融安定化フォーラム（FSF<現在はFSBに改組>）等から、その改善に向けた検討を行うことが要請された⁵。

こうした中、IASBが2009年11月に公表した公開草案では、期待損失モデルの下で、金融資産の全期間に亘る信用損失を含む期待キャッシュフローにつき、各測定日に見積り直すECF法が提案された。ここでは、予測される信用損失を考慮して実効利子率⁶が決定され、そうした実効利子率を用いて金融資産の利息収益が各期間に配分されるため、当初認識時の予測どおりに信用損失が発生すれば、減損損失は認識されない⁷。一方で、測定日ごとに見直しされる期待キャッシュフローを当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値と、見直し前の償却原価との間に差額が生じた場合には、即時に損益認識される⁸。

金融機関の場合を例に日本の現行基準と ECF 法を対比すると、まず、日本では、正常先・要注意先向けの一般貸倒引当金と、破綻懸念先以下向けの個別貸倒引当金の 2 本立ての制度となっているが、国際財務報告基準（IFRS）の減損処理は一本化されている。また、期待損失の見積り対象期間について、日本の一般貸倒引当金が 1～3 年⁹であるのに対し、ECF 法は満期までである。さらに、日本の一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績または倒産確率に将来の予測を踏まえて対象債権全体の引当率を決定する一方、ECF 法では将来のキャッシュフロ

4 草野真樹「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」金融研究所ディスカッションペーパーシリーズ（2010年4月号）6頁。

5 G20, “Declaration of the Summit on Financial Markets and the World Economy,” November 2008. London Summit: Leaders’ Statement, April 2009. FSF, “Report of the Financial Stability Forum Working Group on Provisioning,” March 2009. FSF, “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System,” April 2009.

6 将来時点の価値の毀損率を每期均等に減じる実質的な受取金利（期待キャッシュフローを生む複利回り）。例えば固定金利の金融資産の場合、当初認識時の帳簿価額と同額となる期待キャッシュフローの現在価値をもたらす割引率が実効利子率となる。

7 草野、前掲注4、11頁。

8 吉田康英「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』の概要と論点」企業会計 62 巻 4 号（2010年）38頁。

9 わが国では債権の平均残存期間に生じ得る期待損失を見積るのが原則とされているが、日本公認会計士協会が 2003 年 2 月に公表したガイドライン（「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」）では、「当面の扱い」として、先行き 1～3 年の見積りとすること（正常先および要注意先<要管理先を除く>は先行き 1 年間、要注意先のうち要管理先債権は先行き 3 年間）が容認されている。

一や信用損失を1本1本見積るなどの違いがある。日本でも個別貸倒引当金において与信額が100億円以上の大口債務者に対しては、個別に将来キャッシュフローを現在価値に割引く手法も既に採用されているが、対象は信用力の悪化が明確化している先のみであり、また将来予測の困難性や保守性の観点から5年を超える将来キャッシュフローは対象にしていないなど、極めて限定的に行うことになっている¹⁰。

3. 具体的な数値例からみた特徴点

ここでは、実際の数値例に基づき、公開草案で採用している ECF 法と発生損失モデルを比較しながら、ECF 法の特徴点を浮き彫りにしたい。

(1) 経営者が期待を徐々に修正するケース

まず、景気の悪化（改善）に対して経営者が期待を徐々に修正していくようなケースを考える（シナリオ1、2）。例えば、景気の悪化（改善）に先んじる形で経営者が徐々に景気の悪化（改善）を見込んで、毎年少しずつ先行きの信用損失の期待を修正する場合、発生損失モデルでは、現実の景気悪化（改善）に伴う毀損率の上昇（低下）という客観的証拠によって信用損失が増加（減少）することになる。これに対し、ECF法では、現実に景気悪化（改善）が進む前に、予め、将来時点（満期まで各期）の資産価値の毀損率に関する予想（以下、予想毀損率という）が每期改定される下で、信用損失額は景気悪化（改善）が進むにつれむしろ減少（増加）し¹¹、景気循環と逆に動いていくことから、一定の景気連動抑制効果（countercyclicality）があると言ってよい（図表1、図表2）。

（設例）以下の貸出債権を仮定

名目元本	10,000	期間	5年
約定金利	10%	債権数	100本

¹⁰ 金融庁・金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル、2009年12月）償却・引当（別表2）7-12頁。日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」（2003年2月24日）3-6頁。

¹¹ 当初、約定金利から予想毀損率を每期均等に減じる実質的な受取金利（実効金利）が算出され、これに貸出金額を乗じて受取利息が每期計上されることにより、全期間に亘って予測される信用損失が配分される。翌期以降、予想毀損率が改定された場合にも実効金利は当初実効金利から変更されないため、帳簿価格の調整額（損益）は毎期の改定時に反映される（シナリオ2の場合には、信用損失が当初高めに配分され、予想下方修正期の戻入れ＜満期までの累積＞は各期徐々に縮小するので、結果的に各期の合計損失額は逡増する形となる）。

<シナリオ1>

・景気が徐々に悪化し、予想毀損率が徐々に上昇（毀損率の予想は満期まで同一であり、毀損率は毎期上方修正されるが、修正後の毀損率が満期まで続くと仮定）。

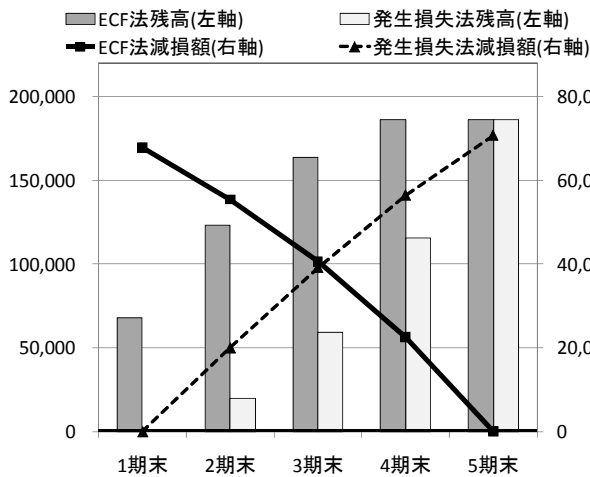
当初の想定：1期0% → 2期0% → 3期0% → 4期0% → 5期0%
 1期末の想定：2期2% → 3期2% → 4期2% → 5期2%
 2期末の想定：3期4% → 4期4% → 5期4%
 3期末の想定：4期6% → 5期6%
 4期末の想定：5期8%

<シナリオ2>

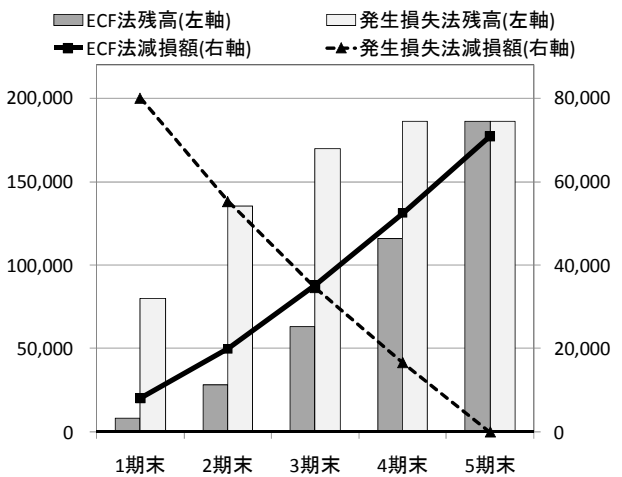
・景気が徐々に改善し、予想毀損率が徐々に低下（毀損率の予想は満期まで同一であり、毀損率は毎期下方修正されるが、修正後の毀損率が満期まで続くと仮定）。

当初の想定：1期8% → 2期8% → 3期8% → 4期8% → 5期8%
 1期末の想定：2期6% → 3期6% → 4期6% → 5期6%
 2期末の想定：3期4% → 4期4% → 5期4%
 3期末の想定：4期2% → 5期2%
 4期末の想定：5期0%

図表 1 予想毀損率が徐々に上昇



図表 2 予想毀損率が徐々に低下



(2) 将来の信用損失の期待が急激に変化するケース

次に、将来の信用損失に関する当初シナリオを途中で大きく変更した場合についてみる（シナリオ3、4）。例えば、当初見込んでいなかったような不況（好況）に直面し、先行きへの経営者の期待が大きく変化するような場合、期待キャッシュフローの改定時にその回収額が減少（増加）するため、改定時から満

期までにおける実効利率は小さく（大きく）なるはずである。ところが、ECF法では実効利率は当初認識時に固定されており、当該利率に相当する利息収益を将来に計上するため、その分だけ帳簿価格の調整が必要となることから、改定時に損益が大きく計上される（図表3、図表4）。

<シナリオ3>

・ 毀損率の逦増予想が修正され、2期末に、先行き毀損率の悪化ペースが一段と上方修正される（3期末以降は2期末の予想と同一）。

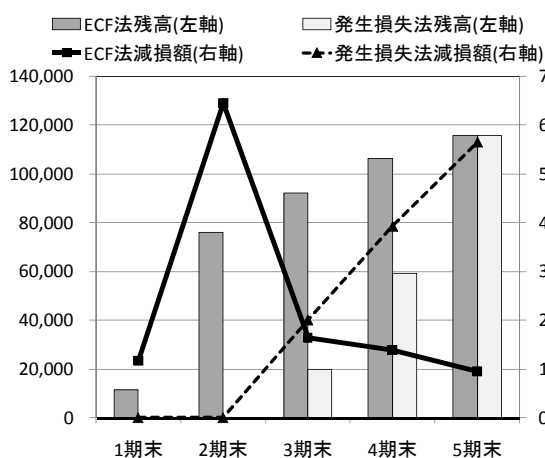
当初の想定	：	1期0%	→	2期0%	→	3期1%	→	4期2%	→	5期3%
1期末の想定	：			2期0%	→	3期1%	→	4期2%	→	5期3%
2期末の想定	：					3期2%	→	4期4%	→	5期6%
3期末の想定	：							4期4%	→	5期6%
4期末の想定	：									5期6%

<シナリオ4>

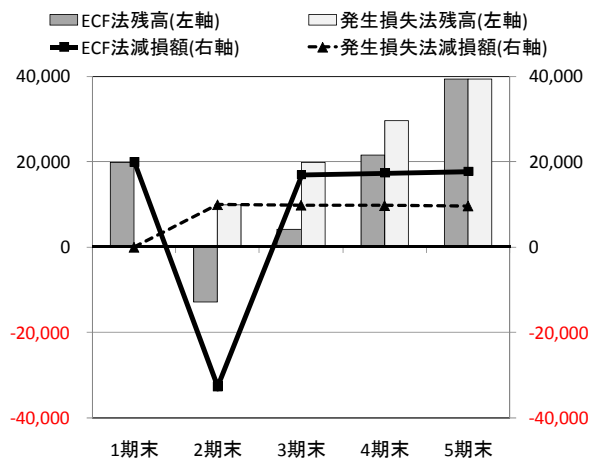
・ 毀損率の逦増予想が修正され、2期末に、先行き毀損率が低位横這いに下方修正される（3期末以降は2期末の予想と同一）。

当初の想定	：	1期0%	→	2期1%	→	3期2%	→	4期3%	→	5期4%
1期末の想定	：			2期1%	→	3期2%	→	4期3%	→	5期4%
2期末の想定	：					3期1%	→	4期1%	→	5期1%
3期末の想定	：							4期1%	→	5期1%
4期末の想定	：									5期1%

図表3 予想毀損率を上方修正



図表4 予想毀損率を下方修正



(3) 期待がオーバーシュートするケース

ECF法は、発生損失モデルと比較すると、測定を通じて減損損失の認識や戻入れが自動的に行われるため、相対的に減損損失の認識の操作可能性が小さい一方、信用損失を考慮した期待キャッシュフローの推定に経営者の判断や仮定を多く必要とするため、測定の操作可能性が大きくなるという特徴がある¹²。

こうした測定の振れを端的に示すケースとして、経済に急激なショックが加わるケースや、逆にバブルでユーフォリア状態が生まれるケース等も考えられ、その結果、先行き予想が悲観方向ないし楽観方向にオーバーシュートしてしまうことがあり得る。シナリオ5では予想修正時に多額の減損損失を計上した結果、事後に戻入れが発生している一方、シナリオ6では予想修正時に減損損失の見積りが甘かった結果、事後に多額の減損損失を計上している。いずれも修正後の期待が足許の変化に引き摺られ、事後的に判明した実態と異なる方向に振れてしまったため、ECF法での各期の減損損失がボラタイルに変動することになる（図表5、図表6）。

<シナリオ5>

- ・2期末の毀損率予想が悪化方向にオーバーシュート（上方修正）するが、3期末の想定ではピークアウトする形で再修正（下方修正）される。

当初の想定	：1期0%	→	2期1%	→	3期2%	→	4期3%	→	5期4%
1期末の想定	：		2期1%	→	3期2%	→	4期3%	→	5期4%
2期末の想定	：				3期4%	→	4期5%	→	5期6%
3期末の想定	：						4期4%	→	5期3%
4期末の想定	：								5期3%

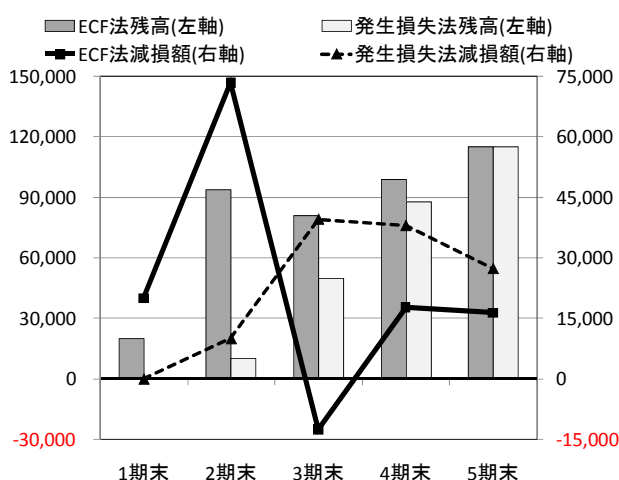
<シナリオ6>

- ・2期末の毀損率予想が改善方向にオーバーシュート（下方修正）するが、3期末の想定ではボトムアウトする形で再修正（上方修正）される。

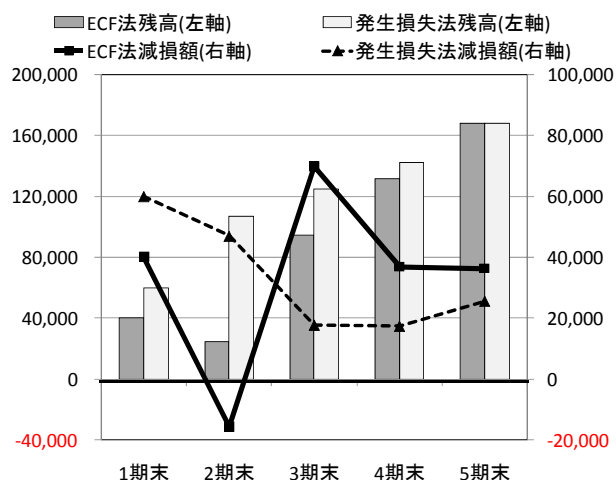
当初の想定	：1期6%	→	2期5%	→	3期4%	→	4期3%	→	5期2%
1期末の想定	：		2期5%	→	3期4%	→	4期3%	→	5期2%
2期末の想定	：				3期2%	→	4期1%	→	5期0%
3期末の想定	：						4期2%	→	5期3%
4期末の想定	：								5期3%

¹² 草野、前掲注4、12頁。

図表 5 悪化方向にオーバーシュート



図表 6 改善方向にオーバーシュート



4. ECF法における会計と市場の相互作用のメカニズム

(1) 情報インダクタンスの視点

以上のように、景気がなだらかに悪化（改善）し、経営者も徐々に期待を修正するようなケース（前掲シナリオ 1、2）では、ECF法による各期の減損処理額は景気悪化（改善）につれて逆に少なく（多く）なっており、結果的に一定程度、景気連動抑制効果があるとみることができる。しかし、例えば 2008 年秋の金融危機のような大きなショックに見舞われた場合には、経営者の期待が過剰に悲観方向に振れることで、将来に亘っての信用損失を過大に見積ってしまうことが考えられる。そうした場合、経営者は先行きの期待キャッシュフローを急激に改定するため、減損損失がボラティルに変動する可能性も考えられる（前掲シナリオ 5）。

それでは、こうした主観的見積りは、どのように決まってくるのだろうか。経営者は先行きの信用損失を見積る場合、その経営者の判断は景気循環や市場心理など、外部環境によって影響を受けると考えられる。一方で、その外部環境は、経営者が発信する財務情報を受けて変わり得る。こうしたことから、財務情報を発信するに当たっての経営者の判断や仮定を分析するには、財務情報の送り手と受け手の間における「送り手→受け手」だけでなく、「受け手→送り手」という逆方向に影響を及ぼす関係も入れて、相互のメカニズムを分析する必要がある。そうした分析には、「情報インダクタンス (information inductance)」

という考え方が有用と考えられる。

情報インダクタンスとは、情報の送り手が、自ら発信する情報に対する情報の受け手の反応を先読みし、発信する情報や企業行動を修正するように「誘導 (induce)」されることを意味している¹³。この概念を提唱した Prakash and Rappaport[1977]によると、情報インダクタンスには、①送り手が自らの業績の記述を修正する、②送り手が事実としての行動を修正する、③送り手がその目標を修正する、という 3 点がある。このうち、①は企業が減価償却費や引当金繰入額の計上額を操作するなど、会計事実を動かさずに会計情報だけを修正することである。また、②は企業が保有有価証券を売却するなど、会計事実自体を修正することである。換言すると、①は会計的裁量行動に、②は実体的裁量行動にそれぞれ該当する¹⁴。

ここでは、財務情報に対する市場の反応に注目し、会計と市場の相互のメカニズムを分析するに当たって、この情報インダクタンスの概念を応用することとしたい。情報の送り手としては、銀行経営者¹⁵、情報の受け手は銀行の発行する証券（株、債券）に投資する投資家を想定する。情報インダクタンスの考え方によれば、経営者にとっては、投資家の行動がどう変わるかの予測が重要であり、その予測が銀行の財務情報や取引スタンスに影響すると考える¹⁶。

(2) 情報インダクタンスのゲーム論的考察

ECF 法の場合、発生損失モデルに比べ見積りによる裁量が広いこともあり、経営者が満期までの期待キャッシュフローを見積る際には、経済情報や自己のモデル分析などから得られる客観的と考えられる情報以外にも、作成する財務情報に対して市場がどう評価するかということも、織り込む余地が広がっていると考えられる。こうした市場の評価には、例えば、(i)不良債権に市場が非常に敏感で、銀行の健全性のために、少しでも信用損失を織り込むことが望ま

¹³ Prakash and Rappaport, “Information Inductance and Its Significance for Accounting,” *Accounting, Organization and Society*, vol.2, no.1, 1977, pp.29-38.

¹⁴ この「情報インダクタンス」の説明については、田村威文「企業会計における情報インダクタンス—ゲーム論的考察」*会計* 154 巻 4 号 (1998 年) 92 頁に負っている。

¹⁵ ここでは、情報インダクタンスの概念を金融資産の減損処理に応用して考察することから、典型的な例として、銀行の財務情報を念頭に置き、情報の送り手としては銀行の経営者を想定している。

¹⁶ 田村、前掲注 14、92 頁。

しいと考えている場合もあれば、(ii)目先の収益を重視して、多めの信用損失を織り込むことによる利益の悪化を嫌うという場合があり得る。

以下では、こうした市場（投資家）の反応を経営者が考慮に入れた場合、経営者の行動にどう影響するかということを、情報インダクタンスの考え方にあてはめて考察する。具体的には、減損を巡る銀行経営者と投資家の間のゲームとして捉え、そのゲームの均衡を求め、均衡において情報インダクタンスが生じていることを示す。

まず、銀行は、①財務体力が強固な場合、②財務体力が脆弱な場合の2つの状態があるとする。次に、銀行が取り得る選択肢は、①減損を多めに行う、②減損を少なめに行う、の2つがあるとする¹⁷。また、投資家が取り得る選択肢は、銀行の発行する証券に、①投資する、②投資しない、の2つがあるとする。さらに、投資家は銀行の真の財務体力は知り得ないが、銀行が選択肢のいずれを取ったかは知り得ると仮定する。こうしたルールのもとで、(i)投資家が多めの減損を好感する場合と、(ii)投資家が多めの減損を好感しない場合の2つの場合について、どのような均衡が得られるかを考察する。

(i) 投資家が多めの減損を好感する場合

銀行と投資家の間で情報の非対称性が存在すると仮定する。すなわち、銀行は自分自身の真の財務体力を知っており、投資家はそれを知り得ないとする。そして、投資家は銀行の真の財務体力は分布（0.5で強固、0.5で脆弱）としてしか知り得ないが、銀行の行動（減損多と減損少のいずれを選択したか）は分かると仮定する。また、銀行と投資家の利得は、双方にとって既知、すなわち、両者が取り得るすべての行動パターンにおいて、それぞれがどれだけの利得となるかが分かっているとす。

まず、投資家の利得については、銀行の発行する証券に投資することによる利得と考え、財務体力が強固な銀行に投資する場合には正、投資しない場合には0をとり、財務体力が脆弱な銀行に投資する場合には負、投資しない場合には0をとると仮定する。ここで、投資家は、減損額の多寡をシグナルに財務状

¹⁷ 「減損多め」、「減損少なめ」といっても、もちろん、そこには会計士の監査が行われるわけであり、一定の合理性が要求され、経営者が無制限に裁量を働かせるわけにはいかないのは当然である。

況を推測して投資を判断するが、その際、「多めの減損は財務体力が強固である」とのシグナルと考え、多めの減損を好感して受け止めると考える。つまり、投資家の行動は、次のようになると仮定する。

財務体力が強固な時に 多めの減損を選択する	\geq	財務体力が強固な時に 少なめの減損を選択する
財務体力が脆弱な時に 多めの減損を選択する	\geq	財務体力が脆弱な時に 少なめの減損を選択する

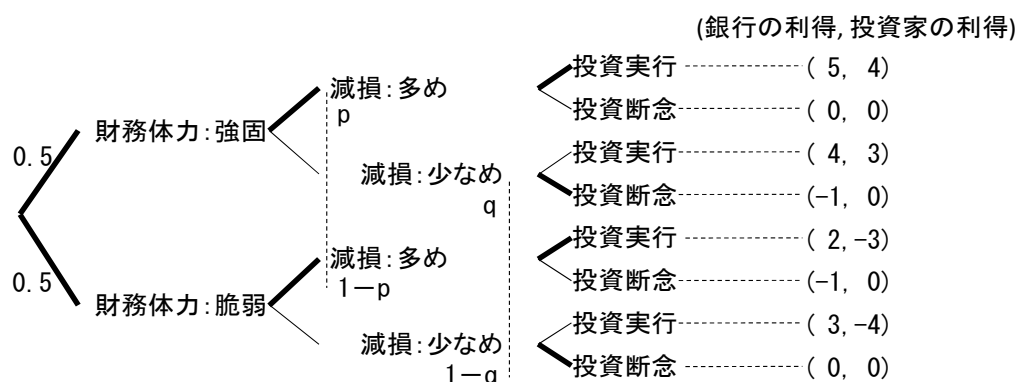
一方、銀行の利得は、銀行の発行する証券（株、債券）に投資されれば高い、投資されなければ低いと仮定する。また、銀行の利得は、財務体力が強固な時の方が脆弱な時よりも大きくなると考える。さらに、銀行の利得については、その時、投資家に投資してもらえるかどうかという点に加えて、作成した財務情報が、結果的に投資家が期待しているものと異なっていた場合には、投資家の信頼を失い、今後の資金調達などに支障が出るという形でコストとして銀行の利得に反映されることとする。ここでは、「銀行が財務体力の強固な時に、減損を多めに行い、財務体力の脆弱な時に、減損を少なめに行うこと」が財務体力に見合った会計処理であると、投資家に考えられているにもかかわらず、「財務体力が強固にもかかわらず減損を少なめに行うこと」、「財務体力が脆弱にもかかわらず減損を多めに行うこと」は、中長期的にみてサステイナブルな処理ではないと見られて、今後、銀行の発行する証券に投資されにくくなるといったコストが発生すると考えている¹⁸。その結果、銀行の利得は、次のようになると仮定する。

財務体力が強固な時に 多めの減損を選択する	$>$	財務体力が強固な時に 少なめの減損を選択する
財務体力が脆弱な時に 多めの減損を選択する	$<$	財務体力が脆弱な時に 少なめの減損を選択する

以上の設定を踏まえて展開形ゲームで表現したものが、図表7である。

¹⁸ このコストが実際に発生するのは、次回以降に資金調達する時であり、厳密には繰返しゲームによって dynamic に解を求める必要があるが、ここでは、簡略化のために1回ゲームの利得の中に、将来発生し得るコストの現在価値を反映させている。

図表 7 ケース(i) 投資家が多めの減損を好感する場合



投資家は、「多めの減損」を示された時、銀行の財務体力が強固で多めの減損をしているのか脆弱で多めの減損をしているのかを区別することができない。そこで、投資家は、「多めの減損」を示された時、銀行の財務体力は p ($0 \leq p \leq 1$)の割合で強固、 $(1 - p)$ の割合で脆弱であると主観的に判断する。同様に、投資家は、「少なめの減損」を示された時、 q ($0 \leq q \leq 1$)の割合で強固、 $(1 - q)$ の割合で脆弱であると判断する¹⁹。

この展開形ゲームの均衡（完全ベイジアン均衡）は、「投資家の行動」、「銀行の行動」の整合的な組合せとして求められる。投資家は「銀行の行動」を考慮しつつ、投資先の財務体力が強固か脆弱かに関し、ある信念 (p, q) に基づいて、自らの期待利得が最大になるよう行動を決定する。一方、銀行は、「投資家の信念と行動」を考慮しつつ、自らの期待利得が最大になるよう行動を決定する。ケース(i)の均衡を求めると、以下のとおりになる（完全ベイジアン均衡の求め方は補論参照）。

(投資家の行動) : 「多めの減損」であれば、当該銀行の証券に投資し、「少なめの減損」であれば、投資を行わない。

(銀行の行動) : 財務体力強固・財務体力脆弱のいずれの場合も「多めの減損」を選択する。

(ii) 投資家が多めの減損を好まない場合

ケース(ii)は、ケース(i)と同様に、銀行と投資家の間で情報の非対称性が存在

¹⁹ ゲーム理論では、これらのパラメータを信念 (belief) と呼ぶ。

し、銀行は自分自身の真の財務体力を知っているが、投資家は銀行の真の財務体力を分布（0.5 で強固、0.5 で脆弱）としてしか知り得ない。また、投資家は、銀行の行動（減損多と減損少のいずれを選択したか）は分かると仮定する。さらに、銀行と投資家の利得は、双方にとって既知とし、銀行の利得は、財務体力が強固な時の方が脆弱な時よりも大きく、銀行の発行する証券（株、債券）に投資された時の方が投資されない時よりも大きいと仮定する。ケース(ii)がケース(i)と異なる点は、減損についての選択をした時の銀行と投資家の利得についてである。

ケース(ii)においては、投資家が減損額の多寡をシグナルに財務状況を推測して投資を判断する点は同じであるが、ケース(i)とは異なり、投資家は減損を行うことが目先の利益にどう影響を与えるかに注目すると仮定している。すなわち、投資家は、多めの減損を行うと、その分利益が減少するので、ケース(i)とは逆に「多めの減損」を好感せず、財務体力の如何にかかわらず、少なめの減損（高利益）を選択すると考える。その結果、投資家の利得は以下のようになる²⁰。

財務体力が強固な時に多めの減損（低利益）を選択する	\leq	財務体力が強固な時に少なめの減損（高利益）を選択する
財務体力が脆弱な時に多めの減損（低利益）を選択する	\leq	財務体力が脆弱な時に少なめの減損（高利益）を選択する

一方、銀行の利得は、ケース(i)と同様に、銀行の発行する証券（株、債券）に投資されれば高い、投資されなければ低いと仮定し、財務体力が強固な時の方が脆弱な時よりも大きくなると思うほかに、作成した財務情報が、結果的に投資家が期待しているものと異なっていた場合には、投資家の信頼を失い、今後の資金調達などに支障が出るということをコストとして銀行の利得に反映させている。ケース(ii)では、投資家の期待は、ケース(i)と異なり、「銀行が財務体力の強固な時は、決算も高利益（少なめの減損）であり、財務体力の脆弱な時は、決算も低利益（多めの減損）である」と仮定している。このような投資

²⁰ ケース(ii)も、減損の多寡をシグナルとして、投資家は投資を行うが、ケース(i)とは異なり、投資家は利益の多寡に注目しており、「多めの減損」を低利益、「少なめの減損」を高利益の proxy のシグナルとして見ていると仮定している。

家の期待にもかかわらず、「財務体力が強固にもかかわらず多めの減損（低利益）を選択」、「財務体力が脆弱にもかかわらず少なめの減損（高利益）を選択」という会計処理を行い、そのことが投資家に判明すると、今後、銀行の発行する証券に投資されにくくなるといったコストが発生すると考える²¹。その結果、銀行の利得は、次のようになると仮定する。

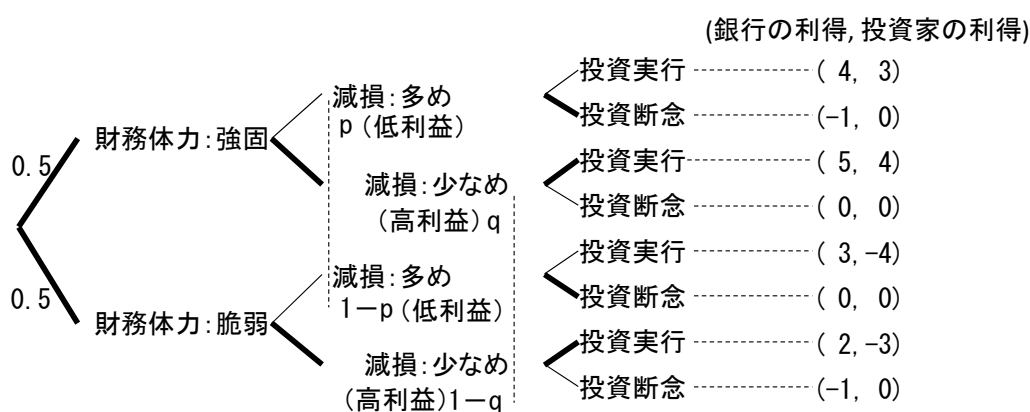
財務体力が強固な時に多めの減損（低利益）を選択する	<	財務体力が強固な時に少なめの減損（高利益）を選択する
財務体力が脆弱な時に多めの減損（低利益）を選択する	>	財務体力が脆弱な時に少なめの減損（高利益）を選択する

以上の設定を踏まえて展開形ゲームで表現したものが、図表 8 であり、ケース(ii)の均衡を求めると、以下のとおりになる（完全ベイジアン均衡の求め方は補論参照）。

(投資家の行動)：「少なめの減損」(高利益)であれば、当該銀行の証券に投資し、
「多めの減損」(低利益)であれば、投資を行わない。

(銀行の行動)：財務体力強固・財務体力脆弱のいずれの場合も「少なめの減損」(高利益)を選択する。

図表 8 ケース(ii) 投資家が多めの減損を好まない場合



²¹ ケース(ii)の場合も、ケース(i)と同様に、投資家の期待を裏切ったことにより次回以降に発生するコストを、1回ゲームの利得の中に反映させている。

(3) 若干のインプリケーション

以上のゲームから得られる均衡は、(i)の投資家が多めの減損を好感する場合では、財務体力強固・財務体力脆弱のいずれの場合も「多めの減損」を選択する、となり、(ii)の投資家が多めの減損を好感しない場合（目先の決算の結果に注目するケース）では、財務体力強固・財務体力脆弱のいずれの場合も「少なめの減損」（高利益）を選択する、となる。こうした均衡戦略はどう考えるべきであろうか。

(i)のケースでは、財務体力が強固な銀行における利得は、投資家の反応を考えない場合でも、「減損多め」（利得5<投資あり>、利得0<投資なし>）の方が「減損少なめ」（利得4<投資あり>、利得-1<投資なし>）より大きく、投資家の反応を考えた場合の均衡戦略と一致している。

一方、財務体力が脆弱な銀行では、投資家の存在を考えない場合は、「減損多め」（利得2<投資あり>、利得-1<投資なし>）よりも「減損少なめ」（利得3<投資あり>、利得0<投資なし>）の方が大きい。しかし、投資家の反応を考慮して減損を行った場合の均衡戦略は、「減損を多めにする」が選択されている。つまり、財務体力が脆弱な銀行については、情報インダクタンスが生じていると解釈することができる。財務体力が脆弱な銀行は「減損多め」を選択すると、上述したように、「減損少なめ」を選択するよりも、次回以降の資金調達への影響などのコストが発生するが、一方で、減損の多寡をシグナルに投資を行う投資家に、自己の発行する証券に投資をしてもらえることは大きな魅力である。その結果、経営者は、「減損少なめ」を選択することで投資してもらえず利得が0となるよりは、将来発生するコストを考慮に入れたとしても「減損多め」を選択し投資してもらう方が銀行の利得は上がると考える（財務体力が脆弱な銀行が「減損多め」を選択した場合の利得(2)は、同銀行が「減損少なめ」を選択した場合の利得(0)より大きい）。このように、経営者の行動は、投資家の反応の予測に誘導された結果、投資家の反応を考慮に入れない時に比べて修正されている。

さて、このように財務体力が脆弱な銀行の行動が誘導された結果をどう評価すべきであろうか。財務体力が脆弱な銀行は、投資家に投資してもらいたいがために「減損多め」を選択したわけであるが、一方で多額の減損を行う十分な体力がない状況で「減損多め」という選択をすると、収益が圧迫され自己資本が過小となるリスクを抱えることになる。そうした場合、財務体力が脆弱な銀

行は財務体力維持のために資産圧縮に走り、融資を慎重化させるかもしれない²²。もし、そうした行動を取る銀行が多ければ、マクロ的にみると、一種の景気循環増幅効果を生み出す可能性も否定できない。

一方、(ii)のように、投資家が目先の決算の結果に注目し、多めの減損を好感しないような場合には、財務体力の脆弱な銀行は「できるだけ少なめに減損を実施する」を選択する²³。この場合には、(i)のような景気循環増幅効果といったことは考えにくい。前述したように、ECF法では、経営者の主観的見積り次第で、測定される減損損失が景気連動抑制効果をもたらす場合もあれば、ボラタイルに変動する場合もあることを示したが、こうした経営者の主観的見積りを分析するに当たっては、投資家の反応を先読みすることによって経営者の行動が誘導されるという「情報インダクタンス」の考え方は有用となろう。

以上、減損をめぐる経営者と投資家との間のゲームとして捉えることにより、情報インダクタンスのメカニズムを分析したが、上記のケースは、先にみた Prakash and Rappaport[1977]の整理した分類によれば、会計事実を動かさずに会計情報だけを修正する①の会計的裁量行動に当たると考えられる。なお、②の会計事実自体を修正する実体的裁量行動についても、例えば以下のようなことが想定できる²⁴。すなわち、ECF法では、銀行が同じ顧客に同じ額の貸出を行う場合でも（現時点で見れば同じ信用力を有する先への貸出であっても）、当初から毀損率を織り込んでいるケース（シナリオ①）と、途中から予想毀損率を修正したケース（シナリオ②-1）では、当該期（2期目）に引当てる金額は大幅に異なってくる可能性がある。この②-1のケースにおいて、当該期（2期目）の期間収益に市場が注目していると先読みする経営者であれば、少しでも当該期の損失計上を抑制しようとするため、多額の減損損失を計上せざるを得ない貸

²² ただし、思い切って減損処理をしたことが結果的に市場に評価され、銀行の株価が上昇すれば、自己資本比率の制約が緩和され資産圧縮をする必要はないかもしれない。「資産圧縮→融資慎重化」といった行動は起こらないかもしれない。そうしたことを分析するには、市場の反応を予測した銀行の行動に対して、市場が更にもうどう評価し、それに対して銀行経営者がどう行動するかといった、もう一段階先のゲーム的狀況を考える必要がある。

²³ こうした選択をするのは、(ii)のケースにおいて、市場が目先ばかりの決算に目を奪われていることによる面が大きい。そのため事後的に振り返ってみれば、客観的には健全性の観点からもっと減損損失を計上しておいた方がよい可能性もある。そして、そうしたことを監督当局が認識して、もっと減損損失を計上するように事前の段階で指導するかもしれない。そうすれば実際にはこうした形の均衡は存在しないかもしれない。

²⁴ 田村、前掲注14、92頁。

出案件は流動化²⁵して、同じ先の新規の貸出に切り替えようというインセンティブが働くと考えられる（シナリオ②-2）。これは情報インダクタンスの考え方にあてはめてみると、経営者が減損損失による収益減少を嫌うという市場の反応を考慮して、減損損失を抑制しようと、行動を修正しようとする一種の実体的裁量行動と解釈できる。

＜シナリオ①＞当初から信用損失（毀損率）を見積っているケース

	1期	2期	3期	4期	5期	減損損失
当初の想定	2%	2%	2%	2%	2%	—
1期末の想定		2%	2%	2%	2%	20,000
2期末の想定			2%	2%	2%	19,600
3期末の想定				2%	2%	19,208
4期末の想定					2%	18,824

備考：当初の実効金利は毀損率2%で1期から設定（名目元本：10,000、約定金利：10%、期間：5年、債権数：100本は、以下同様）。

＜シナリオ②-1＞2期末に信用損失（毀損率）を見積り始めるケース

	1期	2期	3期	4期	5期	減損損失
当初の想定	0%	0%	0%	0%	0%	—
1期末の想定		0%	0%	0%	0%	0
2期末の想定			2%	2%	2%	53,693
3期末の想定				2%	2%	3,369
4期末の想定					2%	1,746

備考：当初の実効金利は毀損率0%で設定し、3期から2%に見直し。実効金利は当初実効金利から変更されないため、減損損失の発生は3期に集中する。

＜シナリオ②-2＞2期末に新たな貸出により信用損失（毀損率）を見積るケース

	1期	2期	3期	4期	5期	当期繰入額
2期末の想定			2%	2%	2%	20,000
3期末の想定				2%	2%	19,600
4期末の想定					2%	19,208

備考：3期から新規に毀損率2%で実効金利を設定。

²⁵ もっとも、実際には、こうした貸出を流動化しようとする、流動化債権の価格は必要な減損損失分を織り込んで決まると考えられ、それを保有し続ける場合と比べて、銀行にとって利益が大きくなるとは限らない。ここでは、可能性として、貸出債権流動化のインセンティブが高まることを言っているに過ぎない。

5. むすび

今般の公開草案において提案された ECF 法においては、期待キャッシュフローを推定するに際して、経営者の判断や仮定を多く必要としていることから、先の数値計算例でもみられるように、経営者の主観的見積り次第で各期に測定される減損損失が、景気連動抑制効果をもたらす場合もあれば、ボラタイルに変動する場合もある²⁶。本稿では、この ECF 法を例にとり、経営者の発する財務情報に対する市場の反応予想が、予め経営者の情報発信や企業行動を規定するという情報インダクタンスの視点から、減損の主観的見積りを巡る経営者と市場の行動に関してゲーム論による考察を行った。

これまで、わが国においても、時価会計の進展等につれ財務情報に見積り要素が採用されていく中で、経営者自ら発する財務情報に対する市場の反応予想が、予め経営者の財務情報発信を規定する動きがみられてきた。例えば退職給付会計において、現行の会計基準では、未認識数理計算上の差異等は即時に認識する必要はなく、経営者に従業員の平均残存勤務期間内の一定年数年で費用処理可能な裁量が存在するため、経営者は何年で費用処理すべきかに関し、数理的な予測以外にも、市場がそれを見てどう判断するかも考慮に入れて行動しているという実証分析例がある²⁷。

現行 IFRS の発生損失モデルにおいても、経営者は減損トリガーを識別する際に、市場の評価を考慮し利益調整を行う余地がある²⁸が、そこでの裁量性は主として損失認識のタイミングとして顕現化する。これに対し、ECF 法は、発生損失モデルと比較すると、減損損失の認識のタイミングに関する操作可能性は小さい一方、信用損失を考慮した期待キャッシュフローの推定に経営者の判断や仮定を多く必要とし、しかも見積り対象期間が満期までの長期に及ぶこともあ

²⁶ IASB では、裁量は経済的実質を忠実に表現するうえで必要なものとして、開示の強化で対応する方向にある（IASB, Basis for Conclusions, Exposure Draft, “Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment,” November 2009, pp.16-18.）。

²⁷ Choi and Tokuga, “Market Reaction to the Disclosure of Unfunded Pension Benefit Obligation Write-Off Policies in Japan,” *Seoul Journal of Business*, vol.13, no.2, December 2007, pp.60-81.なお、日本公認会計士協会・業務本部審理ニュース（No.6）「退職給付会計における未認識数理計算上の差異等の費用処理方法等の変更について」（2010年2月12日）では、数理計算上の差異の多額な発生に伴う償却額が期間損益に与える影響が大きくなる環境下において、利益操作と見られかねない費用処理方法等の変更事例が見受けられるとして、費用処理方法等の変更の妥当性について、正当な理由又は合理的な理由に該当するか否か疑義がもたれることのないよう注意喚起を行っている。

²⁸ 草野、前掲注4、12頁。

り、測定の操作可能性が非常に大きくなる。このため、経営者の主観的見積り次第で改訂時の損益²⁹が大きく変動する余地が広がる(前掲図表 5、6)ことから、損益操作につながる懸念が増すと同時に、監査可能性を含めて財務情報の信頼性がよりクローズアップされることになる³⁰。

近年、IFRS へのコンバージェンスが急ピッチで進む中、意思決定に有用な情報を提供する目的適合性の観点から、金融商品の観察可能な市場価格が入手できない場合、公正価値算定において重要な仮定および判断を用いたモデル評価等も許容されている³¹。また、金融商品以外にも、経営者による主観的な仮定や判断を伴う見積りがしばしば必要となる財務報告分野が一段と増えてきている³²。そうした財務情報には経営者の裁量が従来以上に多く含まれており、経営者と投資家との「戦略的相互依存関係 (ゲーム状況)」³³は深まっている³⁴と考え

²⁹ ECF 法では、信用損失の推定が変化すると期待キャッシュフローの改定を通じて自動的に減損損失の認識や戻入れが行われるので、たとえ過去に減損損失が認識されていなくても、信用損失の期待の有利な変動から利益が生じ得る点は、発生損失モデルと大きく異なる。

³⁰ 吉田、前掲注 8、43 頁。なお、「公開草案」の公表に反対した IASB メンバー 2 名の代替的見解では、ECF 法の適用による結果は、財務情報として求められる特性である検証可能性は達成されないうえ、経営者による損失予想は監査することができないため、予想損失モデルは利益調整 (earnings management) に対する懸念を増すことになるとしている (IASB, supra note 26, pp.23-24.)。

³¹ 米国財務会計基準書 (SFAS) 157 号「公正価値測定」(2006 年 9 月) でレベル 3 のインプット (観察不能な市場インプットから導出された値等) の適用が許容された後、IASB もこれに追随 (2006 年 11 月) し、わが国でも、企業会計基準委員会 (ASBJ) が公表した「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」(2009 年 8 月) において、3 層構造の採用が提案されている。なお、越智信仁「非上場株式の公正価値測定と監査可能性」企業会計 62 巻 4 号 (2010 年) 53-59 頁、同「モデル公正価値監査の成立要件と限界領域」産業経理 69 巻 3 号 (2009 年) 168-181 頁では、未成熟モデルによるレベル 3 公正価値評価の問題点に論及している。

³² 徳賀芳弘「近未来における企業会計の変化に対する憂慮」季刊会計基準 19 号 (2007 年) 127 頁。古賀智敏「国際会計基準と公正価値会計」会計 174 巻 5 号 (2008 年) 1-6 頁。また、弥永真生・秋葉賢一・安江英行・小松岳志「新春座談会 国際会計基準が企業法務に与える影響 (上)」商事法務 1887 号 (2010 年) 11 頁 (弥永発言) では、コンバージェンスによる影響の一つとして、「見積りという要素が非常に多く入ってきてしまった」点を指摘したうえで、「取締役・監査役あるいは会計監査人の善管注意義務との関係で、どの程度のことをやれば過失がないといわれるのか」との今後の検討課題に言及している。

³³ 高寺貞男『会計と市場』(昭和堂、2002 年) 113-114 頁では、裁量権を保証している会計処理過程の柔軟性に依存して、「財務報告の裁量権」を巡る外部との「戦略的相互依存関係 (ゲーム状況)」が変化することを示唆している。

³⁴ ゲーム状況の前提には、投資家と経営者との間における情報の非対称性がある。例えば、本論で言えば、投資家は銀行の真の財務体力を知り得ず、減損という情報をシグナルとして、それを推測するしかない。こうした情報の非対称性の解消に向けては、監督当局が銀

られるが、情報の検証可能性ないし信頼性を高めるために、基本的には、見積りプロセスや関連する内部統制の開示を拡充していくことが求められる。そうすることによって、第三者が、経営者の見積り意図や根拠等を判断することが可能となり、恣意性を探る手掛かりにもなり得る。その際、情報インダクタンスのように、情報の送り手と受け手の相互作用を考慮する視点と手法は、主観的見積りプロセスを多面的に分析・評価するうえで有用なツールになると考えられる³⁵。

行の減損情報を如何に認識し指導していくか(前掲注 23)、そもそも財務会計システムを全体として如何に透明性の高いものに構築していくか、といった視点が重要になると考えられる。

³⁵ Itoh, "Accounting Standard Setting and Its Economic Consequences: With Special Reference to Information Inductance in a Cost-Benefit Framework," *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*, vol.17, no.1, 1982, p.79.

(補論) ケース(i)および(ii) における均衡の導出

ケース(i)における均衡の導出

展開型ゲームの均衡は最終手番（この場合、投資家）から考えるため、まず、投資家の信念と行動の関係をみる。

投資家が減損多を観測したときには、投資家の期待利得は、

$$\text{投資実行の期待利得} : 4p + (-3)(1 - p) = 7p - 3,$$

$$\text{投資断念の期待利得} : 0p + 0(1 - p) = 0,$$

となるため、①投資家は、 $p > 3/7$ であれば投資を実行、 $p \leq 3/7$ であれば投資を断念する。

また、投資家が減損少を観測したときには、投資家の期待利得は、

$$\text{投資実行の期待利得} : 3q + (-4)(1 - q) = 7q - 4,$$

$$\text{投資断念の期待利得} : 0q + 0(1 - q) = 0,$$

となるため、②投資家は、 $q > 4/7$ であれば投資を実行、 $q \leq 4/7$ であれば投資を断念する。

次に、このような投資家行動を見越しての銀行の行動（最適応答）を考える。まず、財務体力が強固である場合の銀行の行動は以下のとおり。

(A) もし $p > 3/7$ かつ $q > 4/7$ ならば、銀行は、減損多を選択

(B) もし $p \leq 3/7$ かつ $q > 4/7$ ならば、銀行は、減損少を選択

(C) もし $p > 3/7$ かつ $q \leq 4/7$ ならば、銀行は、減損多を選択

(D) もし $p \leq 3/7$ かつ $q \leq 4/7$ ならば、銀行は、減損多を選択

例えば、(A)の意味は、もし投資家の信念が $p > 3/7$ かつ $q > 4/7$ であれば、①と②より、投資家は減損多・減損少のいずれを観測しても投資を実行するため、銀行は利得5の減損多を選択するということである（減損少を選ぶと利得4）。さらに、財務体力が脆弱である場合の銀行の行動は以下のとおり。

(A') もし $p > 3/7$ かつ $q > 4/7$ ならば、銀行は、減損少を選択

(B') もし $p \leq 3/7$ かつ $q > 4/7$ ならば、銀行は、減損少を選択

(C') もし $p > 3/7$ かつ $q \leq 4/7$ ならば、銀行は、減損多を選択

(D') もし $p \leq 3/7$ かつ $q \leq 4/7$ ならば、銀行は、減損少を選択

例えば、(C')の意味は、もし投資家の信念が $p > 3/7$ かつ $q \leq 4/7$ であれば、①より、投資家は減損多を観測すれば投資を実行、②より、減損少を観測すれば投資を断念するため、銀行は利得 2 の減損多を選択するということである（減損少を選ぶと利得 0）。

以上が、信念で場合分けした時の銀行と投資家の行動である。以下では、各場合が、均衡（完全ベイジアン均衡）となるかを考えていく。その際には、信念と行動が互いに整合的になっている必要がある。すなわち、(A)~(D) と (A')~(D')は、信念の場合分けから、銀行の行動と投資家の行動が導き出されているが、両者の行動から信念を求め、その信念が場合分けの範囲に当てはまっているかどうかを確認しなければならない。

(A)と(A')の場合の銀行の判断を、投資家の立場からみると、銀行が減損多を選択したことさえ分かれば、それは財務体力が強固である時しかないので、 $p = 1$ が確定する。逆に減損少を選択したことさえ分かれば財務体力は脆弱であることがわかるため、 $q = 0$ となる。しかし、この信念は、(A)と(A')における $q > 4/7$ と整合的ではないため、(A)と(A')の場合は均衡とならない。同様に、(D)と(D')の場合も均衡とならないことがわかる。

(B)と(B')の場合、銀行が財務体力にかかわらず減損少を選択するため、投資家は減損少しか観測できず、0.5 で強固、0.5 で脆弱と判断する。したがって、 $q = 0.5$ である。しかし、この信念は、(B)と(B')における $q > 4/7$ と整合的ではないため、(B)と(B')の場合は均衡とならない。

(C)と(C')の場合、銀行が財務体力によらず減損多を選択するため、投資家は、減損多しか観測できず、0.5 で強固、0.5 で脆弱と判断する。したがって、 $p = 0.5$ であり、 $p > 3/7$ を満たす。他方で、銀行は財務体力によらず減損少を選択することがなく、投資家は減損少を観測することがないため、 q についての条件は出ない。しかし、 q が、 $0 \leq q \leq 4/7$ を満たす数字であれば、この信念は行動と整合的である。このため、(C)と(C')の場合は均衡となりうる。

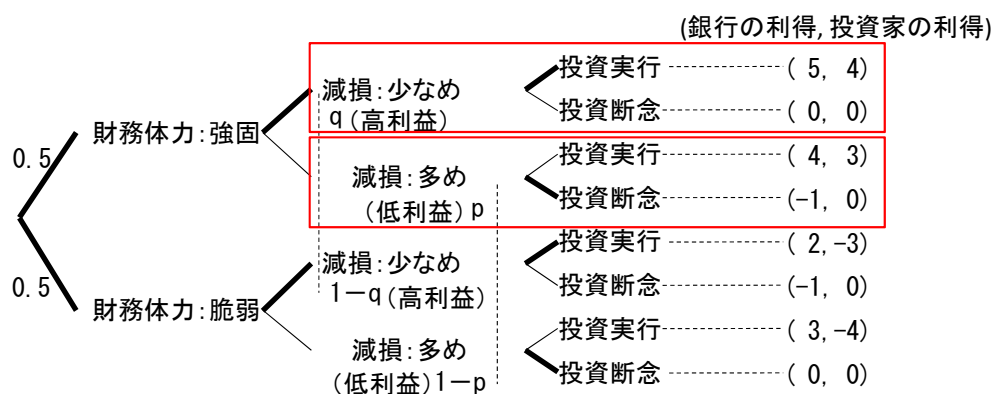
以上より、投資家の信念が $p = 0.5$ かつ $0 \leq q \leq 4/7$ であって、銀行が財務体

力に関係なく多めの減損を選び、投資家が減損多を観測すれば投資実行を、減損少を観測すれば投資断念を選ぶという行動のときに均衡となる。

ケース(ii)における均衡の導出

ケース(ii)の均衡は、ケース(i)の結果を用いて、導くことができる。まず、図表 8 における銀行の手番以降を、財務体力が強固な場合と脆弱な場合で、それぞれ上下を入れ替える。すると、図表 A のようになり、利得は、図表 7 と同じ並びであるが、信念を表すパラメータと、減損の多寡が入替わっている。このことを用いて、ケース(i)における p を q に、 q を p に、減損多を減損少（高利益）に、減損少を減損多（低利益）に読み替えれば、ケース(ii)の均衡は次のようになることがわかる。投資家の信念が $q = 0.5$ かつ $0 \leq p \leq 4/7$ であって、銀行が財務体力に関係なく少なめの減損（高利益）を選び、投資家が減損少を観測すれば投資実行を、減損多を観測すれば投資断念を選ぶという行動のときに均衡となる。

図表 A ケース(ii) の展開形ゲームの別表示



参考文献

- 上野雄史、「退職給付会計基準と企業行動の変化に関する研究」、『第 29 回日本年金学会研究発表要旨集』、2009 年
- 越智信仁、「非上場株式の公正価値測定と監査可能性—IFRS 9 号の公表を踏まえて」、『企業会計』第 62 巻第 4 号、中央経済社、2010 年、53～59 頁
- 、「モデル公正価値監査の成立要件と限界領域 —証券化商品評価における検証可能性の考察を通して」、『産業経理』第 69 巻第 3 号、産業経理協会、2009 年、168～181 頁
- 小野有人、「金融規制とプロシクリカリティ」、『みずほ総研論集』2009 年Ⅳ号、2009 年
- 加藤 厚、「IFRS 改訂の現状と今後の見通し—IASB/FASB による MoU プロジェクト完結の決意表明」、『商事法務』1888 号、2010 年、36～43 頁
- 金融庁、「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）、償却・引当（別表 2）」、2009 年
- 草野真樹、「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」、IMES Discussion Paper Series 2010-J-12、日本銀行金融研究所、2010 年
- 古賀智敏、「国際会計基準と公正価値会計」、『會計』第 174 巻第 5 号、森山書店、2008 年、1～13 頁
- 塩沢由典、「会計・金融の制度設計と不況の経済学」、『企業研究』第 15 巻、中央大学企業研究所、2009 年、81～106 頁
- 篠田朝也、「会計の経済理論分析—会計とゲーム理論・ファイナンスの学際的研究」、『滋賀大学経済学部研究叢書』第 44 号、滋賀大学経済学部、2007 年
- 高寺貞男、『会計と市場』、昭和堂、2002 年
- 田村威文、「企業会計における情報インダクタンス—ゲーム論的考察」、『會計』第 154 巻第 4 号、森山書店、1998 年、91～104 頁
- 徳賀芳弘、「近未来における企業会計の変化に対する憂慮」、『季刊会計基準』第 19 号、企業会計基準委員会、2007 年、127～131 頁
- 藤井秀樹、「利益概念と情報価値」、『企業会計』第 55 巻第 1 号、中央経済社、2003 年、101～108 頁
- 日本公認会計士協会、「退職給付会計における未認識数理計算上の差異等の費用処理方法等の変更について」、業務本部審理ニュース (No.6)、2010 年 2 月

12 日

——、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」、2003 年 2 月 24 日

——、銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」、1997 年 4 月 15 日

弥永真生・秋葉賢一・安江英行・小松岳志、「新春座談会 国際会計基準が企業法務に与える影響（上）」、『商事法務』1887 号、2010 年、8～21 頁

吉田康英「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』の概要と論点」、『企業会計』第 62 巻第 4 号、2010 年、37～44 頁

Basel Committee on Banking Supervision, Consultative Document,

“Strengthening the resilience of the Banking Sector,” December 2009.

Choi, Jong-Seo, and Yoshihiro Tokuga, “Market Reaction to the Disclosure of Unfunded Pension Benefit Obligation Write-Off Policies in Japan,” *Seoul Journal of Business*, vol.13, no.2, December 2007, pp. 59-82.

FSF, “Report of the Financial Stability Forum Working Group on Provisioning,” March 2009.

——, “Report of the Financial Stability Forum on addressing Procyclicality in the Financial System,” April 2009.

G20, “Declaration of the Summit on Financial Markets and the World Economy,” November 2008.

IASB, Exposure Draft, “Financial Instruments: Amortised Cost and

Impairment,” November 2009. (国際会計基準審議会「(公開草案) 金融商品：償却原価及び減損」、2009 年 11 月)

——, Basis for Conclusions, Exposure Draft, “Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment,” November 2009. (国際会計基準審議会「(結論の根拠 公開草案) 金融商品：償却原価及び減損」、2009 年 11 月)

——, “IFRS 9 Financial Instruments,” November 2009.

Itoh, Kunio, “Accounting Standard Setting and Its Economic Consequences: With Special Reference to Information Inductance in a Cost-Benefit

Framework,” *Hitotsubashi Journal of Commerce and Management*, vol.17, no.1, 1982, pp. 66-82.

London Summit: Leaders’ Statement, April 2009.

Prakash, Prem, and Alfred Rappaport, “Information Inductance and Its Significance for Accounting,” *Accounting, Organization and Society*, vol.2, no.1, 1977, pp. 29-38.

Paul De Grauwe, “The Banking Crisis: Cause, Consequences and Remedies,” *CEPS Policy Brief*, no.178, November 2008.

Plantin, Guillaume, and Haresh Sapra, and Hyun Song Shin, “Marking-to-Market: Panacea or Pandora’s Box?,” *Journal of Accounting Research*, vol.46, no.2, 2008, pp. 435-460.

Press release, Group of Central Bank Governors and Heads of Supervision reinforces Basel Committee reform package, 11 January 2010.